

## 令和8年度佐賀市働きやすさアップ支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民がライフステージに応じて安心して働き続けることができる環境づくりを推進するとともに、市内企業の人材確保及び人材定着並びに企業の持続可能性の向上を図るため、働きやすい職場環境の整備に向けた取組を行う事業者に対し、佐賀市働きやすさアップ支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（国又は本市以外の地方公共団体等から補助金の交付を受けている事業を除く。以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 従業員意識調査等による職場環境の現状分析
- (2) 多様な働き方に対応するための人事制度、賃金制度又は就業規則等の整備、見直し又は利用促進に向けた取組
- (3) 人材育成制度又は教育研修制度等の整備、見直し又は利用促進に向けた取組
- (4) 現状分析の結果を踏まえ、専門家等の助言又は指導に基づき実施する、働きやすさ向上に資する組織改善又はコミュニケーション向上等のセミナー等の実施
- (5) 働きやすい職場環境づくりに関する企業認定の取得

2 前項に掲げる事業は、実施要領に定める要件を満たすものとする。

(補助対象事業者)

第3条 補助金交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に本店を有する中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、申請時点において、創業又は設立後1年以上経過している者。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を行う者でないこと。
- (4) 次に掲げる各号のいずれにも該当しないこと。
  - ア 国立大学法人、地方独立行政法人その他の法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人
  - イ 店舗型性風俗特殊営業その他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者及び店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行う者その他の同条第13項に規定する接客業務受託営業を

行う者

ウ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体

エ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人

オ 銀行、信用金庫、信用組合その他これらに類する金融業を主たる事業とする者

カ アからオまでに掲げる者のほか、第1条に規定する趣旨に照らし、適当でないと市長が判断する者

- (5) 佐賀市未来を託す子どもを育むための大人の役割に関する条例（平成19年条例第38号）第6条に規定する企業等の役割を果たすよう努め、「子どもへのまなざし運動」参加企業として登録されること。
  - (6) 佐賀市男女共同参画を推進する条例（平成19年条例第156号）第6条に規定する事業者の責務を果たすよう努め、「佐賀市男女共同参画推進協賛事業所」として登録されること。
- 2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当するものであってはならない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員ではなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者  
（補助対象経費及び補助率等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の上限額は、別表1のとおりとする。

- 2 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に、千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 補助対象経費は、消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額及び当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）を除くものとする。
- 4 補助事業者は、国若しくは地方公共団体又は民間団体から、委託事業の受託又は事業に対する助成金等の交付決定を受けているとき、当該事業において対象経費とされているものについては、補助金の補助対象経費とすることはできない。

5 補助対象経費の範囲その他必要な事項は、実施要領で定める。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書(規則様式第1号)に実施要領に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付は、同一の補助対象事業者につき1会計年度において、1回とする。

(補助事業の変更等)

第6条 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助事業等変更申請書(規則様式第3号)に第5条に規定する書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(1) 補助事業に要する経費を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 前項に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 補助事業の経費所要額の20パーセント以内の変更であり、かつ、補助金額が減額となるとき。

(2) 補助事業の内容のうち、目的及び効果に影響しない程度の事業計画の細部を変更するとき。

(3) 補助金の交付決定金額に変更がないとき。

(実績報告)

第7条 補助対象事業者は、補助事業の完了日から30日を経過した日又は補助年度の3月1日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書(規則様式第5号)に実施要領に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第8条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間これらを保管しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率等
(1) 従業員意識調査等による職場環境の現状分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査・分析実施に係る委託料、専門家への相談料</li> </ul>	
(2) 多様な働き方に対応するための人事制度、賃金制度又は就業規則等の整備、見直し又は利用促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度設計等に係るコンサルティング委託料、専門家への相談料</li> </ul>	
(3) 人材育成制度又は教育研修制度の整備、見直し又は利用促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度設計等に係るコンサルティング委託料、専門家への相談料</li> </ul>	補助率 3分の2  補助上限額 160万円
(4) 現状分析の結果を踏まえ、専門家等の助言又は指導に基づき実施する、働きやすさ向上に資する組織改善又はコミュニケーション向上等のセミナー等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講師謝金</li> <li>・ 研修企画・実施に係る委託料</li> <li>・ 専門家への相談料</li> </ul>	
(5) 働きやすい職場環境づくりに関する企業認定の取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定取得に係るコンサルティング委託料、専門家への相談料</li> </ul>	